

NPO 法改正にともなう

理事の代表権の制限に関する登記について

【現行】

特定非営利活動法人ポラーノ定款

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

【今後の手続き】

代表権を理事長のみとする。

①定款は変更しない。

②代表権を有しない理事の代表権喪失の変更登記をする。